

本監第64号
平成30年10月 3日

本巢市長 藤原 勉 様
本巢市議会議長 鏑本 規之 様

本巢市監査委員 三田村 晃 司

本巢市監査委員 上 谷 政 明

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

平成30年度

定期監査報告書

(出先機関)

平成30年9月26日

本巢市監査委員

定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、次のとおり監査を実施した。

1 監査期日及び監査対象

監査期日	監査対象
平成30年 8月 1日 (水)	①一色小学校 ②糸貫中学校 ③真桑小学校 ④本巣市民文化ホール ⑤真正体育センター
平成30年 8月 2日 (木)	①根尾小学校 ②根尾幼稚園 ③神海幼稚園 ④富有柿の里 ⑤糸貫公民館 ⑥弾正幼稚園

2 監査の方法

監査計画に基づく定期監査であり、3年間のローテーションにより、当年度は幼稚園、小中学校など出先機関11施設を監査対象とした。監査は各出先機関において次の観点で実地審査及び意見聴取などにより実施した。

1 監査の観点

(1) 対象部署共通の観点

- ア 備品の管理は適正に行われているか。
- イ 現金の取扱がある場合、徴収方法はどのような方法によるのか。
- ウ 現金の保管・管理はどのように行われているのか。
- エ 徴収した現金の入金はどのような方法によるのか。
- オ 徴収できない場合、どのような対処方法により徴収するのか。
- カ 切手の取扱がある場合、適正に管理されているのか。
- キ 出先機関で契約している委託業務があるのか。
- ク 委託業務を発注する場合の業者選定及び見積書の徴収方法はどのような方法によるのか。
- ケ 委託業務の契約から完成検査及び委託料支払いまでの手順はどのように行われているか。

(2) 幼稚園及び小中学校の観点

- ア 園児、児童又は生徒参加の避難訓練はどのような方法で、どの程度実施されてい

るのか。

イ 体育用具・遊具の点検及び安全確認はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

ウ 不審者に対する安全対策はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

(3) 社会教育等施設などの観点

ア 施設の利用状況はどのような状況であるのか。

イ 施設の利用率向上を図る対策はどのように行われているのか。

ウ 施設及び設備の安全点検はどのような方法で、どれだけ行われているのか。

3 監査の結果

上記各観点から監査を行った結果は次のとおりである。

なお、本監査において改善すべきところなど平易なことについては、その都度口頭で指導したので、それぞれ出先機関及び担当課において留意検討し改善されたい。

1. 各監査対象出先機関に共通する監査結果

(1) 備品の管理について

備品の管理については、各出先機関とも市財務会計の備品台帳システムにより管理されている。小中学校では夏休み期間に教職員により総点検を実施、また、富有柿センターにおいては毎月点検確認を実施している。備品台帳のほか関係帳簿の確認を行ったところ、概ね適正に管理されていると認められたが、一部施設において廃棄された備品が台帳に登載されていることを確認した。毎年1回以上備品と備品台帳の点検確認を行い、適正に管理されるよう努められたい。

(2) 現金及び切手の保管・管理について

現金については、施設入館料及び使用料、学習教材費、PTA会費、修学旅行積立金等の取扱いがされているところであるが、小中学校の学習教材費についてはほとんどが口座振替で取り扱われており、特に問題はないと認められるが、一部現金取扱い施設において現金出納簿や納付者名簿が確認できないことがあった。古墳と柿の館入館料、社会教育や社会体育施設利用料など現金で徴収している出先機関では、引き続き現金の保管について十分留意されたい。

また、郵便切手は、各出先機関とも受払簿により整理され、概ね適正に管理されていることが認められが、一部施設において郵便切手の残数が年間使用量を上回っているのに購入するケースが見受けられたので、購入に際しては、必要な時に必要枚数を購入するよう努められたい。

※ 現金で徴収されているものは、古墳と柿の館入館料、富有柿センター等使用料、富有柿センター体験事業等参加料、公民館等講座の受講料、土日祝祭日における施設利用料、幼稚園における交通安全協力費及びPTA会費等、小中学校の修学旅行及び卒業アルバムの積立金などで口座振替が未納となった場合による現金などである。

(3) 委託業務について

各出先機関で契約している委託業務の主なものは、小中学校では庭園管理（剪定・消毒）、社会教育・社会体育施設の保守点検業務、施設内の清掃業務、庭園管理（剪定・消毒）業務等である。契約については、いずれの施設も地方自治法及び契約規則に従って事務処理及び契約がなされており、概ね適正に業務が執行されていることが認められたが、一部の施設の委託契約における各届出書類に不備な点も見受けられたので、内容を確認のうえ受領するよう努められたい。

2. 幼稚園及び小中学校に共通する監査結果

避難訓練、不審者対策及び体育用具・遊具について

各施設とも火災、地震等の災害に備えるため計画に基づき定期的に避難訓練が実施されており、防災意識の啓発が図られている。また、不審者等に対する安全対策として、不審者対応訓練や施設の施錠、来校者の確認の徹底など不審者等に対し注意深い対応がとられていると認められた。これらは突発的に起こるものであり、今後も日頃から落ち着いて身を守る行動がとれるよう繰り返し指導されたい。

また、体育用具・遊具についても職員による安全確認や業者による点検が定期的に行われていると認められた。器具使用に安全が確保できない場合は、修繕又は撤去など迅速な対応に努められたい。

3. 社会教育施設に共通する監査結果

施設の利用状況及び施設等の安全点検について

市民文化ホールを始めとする社会教育施設では、多くの市民が文化やスポーツに親しむために利用されたので、利用者数が増加した施設もあった。富有柿の里については、BBQ施設を含む農林業実習センターの利用者が減ったことにより、施設利用者数の合計は若干の減少となった。引き続き、各施設とも利用者数の増に向け、更なる工夫をされ取り組まれることを望む。

また、施設の安全点検については、各施設とも業者による保守点検や緊急時の通報体制の確立、職員による施設内の巡回などが実施されており、各施設とも安全確保に努められていることが認められた。

4. 各監査対象出先機関の監査結果

(1) 一色小学校

- ・特に指摘事項なし。

(2) 糸貫中学校

- ・特に指摘事項なし。

- (3) 真桑小学校
 - ・特に指摘事項なし。
- (4) 本巣市民文化ホール
 - ・切手の購入は、必要な時に必要枚数とされたい。
- (5) 真正体育センター
 - ・特に指摘事項なし。
- (6) 根尾小学校
 - ・毎年行われている用具・遊具の点検において、Dランク（要修理又は廃棄）とされたものが、修理されずに存在しているので善処されたい。
- (7) 根尾幼稚園
 - ・PTA会費の管理方法において、出納簿や納付者名簿が無いこと、園長の確認行為も確認できなかったため、適正に管理されたい。
 - ・遊具の点検における判定が、D判定であったものの改善がなされていない。今後、修繕若しくは廃棄の検討を行い、善処されたい。
- (8) 神海幼稚園
 - ・備品管理における台帳整理が十分でない点が見受けられたので、年間1回以上は備品と備品台帳の確認を行うようにされたい。
- (9) 富有柿の里
 - ・シルバー人材センターに委託してある業務について、業者作業確認と作業完了検査の届け出日に不備が見受けられたので、適切な事務処理及び書類整備をされたい。
- (10) 糸貫公民館
 - ・特に指摘事項なし。
- (11) 弾正幼稚園
 - ・特に指摘事項なし。